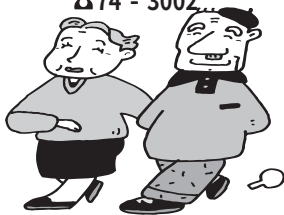


年金事務相談所 開設のご案内

■日 時 6月16日(火)
午前10時30分から午
後3時30分まで
■場 所 洞爺湖町役場302号
会議室

※年金手帳等をご持参してくだ
さい。

■問合せ 住民課戸籍年金係
☎74-3002



平 成21年度の国民年金保険料
の免除申請を、7月から受
付します。7月からの免除を希
望される方は忘れずに役場戸籍
年金係窓口か温泉支所窓口又は
洞爺総合支所窓口で手続きを済

ませてください。(免除期間は7
月～翌年6月までです。)
申請免除をしないで未納のま
まにしておくと、将来万が一障
害を負ったときに障害基礎年金
の請求ができない場合や、65歳
になったときの国民年金の請求
もできない場合があります。
必要書類は、年金手帳、印鑑
です。また平成21年1月1日以
降洞爺湖町に転入した方につい

年金

…そこが知りたい



住民課戸籍年金係 ☎74-3002

ては転出市区町村で発行される
所得証明が必要です。

30歳未満の方について

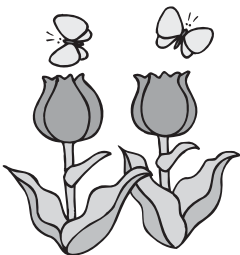
世帯主の所得が高く、保険料
免除の対象にならない30歳未満
の方には、「若年者納付猶予制
度」、また、学生の方には「学
生納付特例制度」があります。

一般の保険料免除(全額免除・
一部免除)は、世帯主の所得も
含めて保険料免除の対象となる
か審査しますが、「若年者納付猶
予制度」は本人と配偶者のみ、
「学生納付特例制度」は本人のみ
で判定することになります。

※若年者納付猶予・学生納付
特例を受けた期間は、将来受け
る年金の受給資格期間に算入さ
れますが、年金額には反映され
ません。

■問合せ 住民課戸籍年金係

☎74-3002



わたしのうた

短歌 【あぶた短歌会】 五月定例会より

降る雨はひかり宿して柔らかに

草木の芽吹き促す如く

何をかを語りかくるが如くにも

笑顔の遺影に涙こぼるる

桜花咲けば職しりぞきてはや一年

暦に今日も行事書きこむ

花の風さやかにゆれしはつ夏の

薫れる風に充たされて生く

連休も毎日休みの我が身には

何の変わりも無くて終りぬ

柏餅若子は成人し飾雛

電話に問へば寅年の声

エコバックお買徳品にみたされて

夕暮れの時を家路へ急ぐ

我が庭に一人静が萌え出て

今年も咲きぬ深山恋ひつつ

俳句 【あぶた俳句会】 五月定例会より

ゆぶぐれば雨の匂ひの水芭蕉

初音聴く雑木林は閑まりて

花ぶぶぎ胸に受け止め遊歩道

軋みたるひびのサポート花曇り

木の枝に残る上着や花疲れ

土手に来て蓬摘み採る無農薬

いとけなき歩の靴鳴くや花の下

校門の桜もおはよう休み明け

赤塚 瑛子

山本 孝

太田 智

大西 芳子

北島 加代

室野 晃慶

元田 フジ子

大久保 とみ乃

井村 育子

那須 伶子

白井 みえ

塩川 サチ子

菅原 敏子

小笠原 勇

矢野 知子

三瓶 修